

令和7年度の選手・チームの協会登録について

- ・令和6年度と同様とする。

※5月23日の総会で承認されたように、5月末までの登録をお願いし、移籍については、原則、8月末までの1回とする。

ただし、移籍については、U15連盟理事会において検討の結果、やむを得ない事情と判断された場合には、この限りではない。

- ・チームの登録についても、5月末までの登録をお願いする。登録したチームで活動することを基本とするが、選手の活動機会を極端に制限することがないように配慮する。

※クラブチームでの登録であっても、学校部活動での所属・活動は制限しない。ただし、大会参加については、以下の通りとする。

- ・新規登録や所属チームの移籍があった場合でも、8月末時点において登録しているチームでの出場とする。また、実施要項に参加・出場条件についての記載がある場合には、それに則ったものとする。

U15連盟およびU15カテゴリー主催の各事業における確認

- ・U15リーグ戦については、申し込んだチームで出場し、実施期間途中で移籍した場合は、それ以降のゲームには出場はできない。どちらのチームでも出場はできない。

- ①登録しているチームでの参加・出場すること。
- ②申し込んだチームでの出場である。

- ・ジュニアユースリーグ県予選については、本大会の要項に従い、8月末までに登録・移籍していること。ただし、チーム登録については、5月末までの登録をしていることを原則とする。

- ・交流リーグおよび1年生大会については、選手は、登録しているチームで出場すること。新規で選手登録をする場合は、8月末までを期日とし、それ以降での選手登録については、出場を認めない。

U15連盟主催の各事業における合同チームの規定

- ・人数の不足によるチーム不成立に対する救済措置として、合同を認める。
- ・原則として「中学校部活動チーム同士」、「クラブチーム同士」のみ合同を認める。
- ・上記以外については、事務局に相談。